

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書  
概要

1. 法人名等

法人名	皇學館
法人代表者	小串和夫
担当部署	総務部総務担当
お問合せ先	0596-22-6308

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

(1) 担当部署：遵守状況の点検・報告 ↓付議
(2) 部長会：遵守状況の確認 ↓付議
(3) 常勤理事会：遵守状況の了承 ↓付議
(4) 理事会・評議員会で報告 ↓(学内教職員への報告)
(5) 日本私立大学連盟へ報告
(6) 大学ホームページに掲載しステークホルダーへ公表

## 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

### 1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

#### 基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学連盟ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、多様な教育研究活動を実現するため、建学の精神、学校法人皇學館寄附行為及び皇學館大学学則等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営している。

#### 遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本法人では、建学の精神に基づき「精神の基本」、「大学の目標」を明確し、人材育成の目的など、教育研究上の目的を適切に設定し、教職員・学生・社会に対し、履修要項や大学ホームページなどにて公表している。</p> <p>「第2期中期行動計画(令和2年度～令和6年度)」による諸事業を実施しており、事業計画書・事業報告書は大学公式ホームページにて公表している。</p> <p>また、令和14年の創立150周年に向けて教育研究上の目的を実現するため「皇學館大学150教育研究ビジョン」を策定した。現在は「第3期中期行動計画(前期 令和7年度～令和10年度)」の策定に向け検討を進めている。</p>

## 基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学連盟ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動から得られた成果を通じて社会や地域に貢献している。

### 遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>関係委員会において、履修系統図及びカリキュラムマトリックスで「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェックを実施し、それぞれの方針の実質化を図っている。</p> <p>関係会議にて入学選抜方法の妥当性の検証について、入学区分ごとの入学後の状況（卒業・退学・除籍・留年、単位修得状況等）に関する分析資料の説明、また関係委員会にて報告を行い、「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性をチェックし、実質化を図っている。</p> <p>また、大学全体の学修成果の方針（アセスメント・ポリシー）に基づいて、学部のアセスメントポリシーを策定している。シラバスに授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び評価基準を明示するなど、広く社会や地域にとって有為な人材を育成している。</p> <p>キャンパス・ファシリティマネジメントを踏まえた教育研究等環境の整備に関する方針を大学公式ホームページに公開している。</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、大学公式ホームページにて公表している。</p> <p>地域との窓口一元化を図り、企画部に地域連携推進室を設置し、「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラム（CLL活動）は地域課題学修支援室、受託研究は研究開発推進センターへ業務のコーディネートをしている。</p> <p>学内では各学科等や附置機関にて公開講座を開講している。また、学外機関と協働による公開講座や包括連携協定締結先との地域連携協働公開講座を開講している。</p>

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学連盟ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努めている

#### 遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本法人では非常勤監事を2名配置し、「監事監査規則・監事監査計画・監査報告書」はガイドラインを参考に策定している。</p> <p>監事は、内部監査室と月1～2回情報交換及び協議を行うほか、会計監査人、本法人、監事とで、三様監査、コミュニケーションの会、監査報告会にて協議を行うことで、監事監査の実効性を高めている。</p> <p>監事は、理事会、評議員会、常勤理事会にも毎回出席し、意見を述べる機会を設けている。また、文部科学省や私立大学連盟が主催する研修会等に参加し、その内容を常勤理事会にて報告している。</p> <p>監事の選任時期は寄附行為にて明記している。</p>

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>理事の職務の執行は、監事が理事会に出席し監査している。</p> <p>理事、監事、評議員は寄附行為、学長は学長選考規程及び施行細則、その他役職者は選考規則にて選解任方法を規定している。特に学長選考の過程では推薦候補者の選定段階から所信表明を学内に開示している。</p> <p>役員報酬は、役員の報酬等に関する規程を制定し、大学公式ホームページにて公開している。</p> <p>現在、各部署が毎月業務上の状況をチェックする仕組みを導入し、内部チェック機能を高めている。</p> <p>リスクは、年1回各部署を対象に調査を行い、管理すべきリスクの把握及びリスク対応の整備を促している。</p> <p>公益通報、危機管理、個人情報に関する規程などを整備し、内部統制体制の確立を図っている。</p> <p>また、研究活動に関わる不正行為等の防止のため、文部科学省のガイドラインに沿った「公的研究費の使用に関する行動規範」の制定をはじめ、必要な関係規程を整備している。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「情報の公開及び開示に関する規程」にて、公開情報、非公開情報、開示書類及び申請方法等を定めている。</p> <p>法令に定められた財務書類等、中期計画等との連関に留意した事業報告書等、教育研究活動に係る情報、事業会社に関する情報は、大学公式ホームページにて公開している。</p> <p>大学公式ホームページは、定期的に内容の確認、情報の更新を各部署のチェック体制のもと実施しているが、令和6年度からユーザビリティ、アクセシビリティの改善を目的に刷新をする。</p> <p>入試に関する意見聴取は学生支援部入試担当が行い、必要に応じてアドミッション・オフィス会議に上程するなどの体制を構築している。そのほかの意見聴取は総務部総務担当を窓口とし、必要に応じて各部署が対応している。</p>

## 基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学連盟ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、建学の精神等の基本理念の使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努めている。

### 遵守原則 4 - 1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>寄附行為にて管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化している。</p> <p>理事会・評議員会等の議決事項は、寄附行為、関係規程等で規定し、理事会にて明確化している。</p> <p>理事会、評議員会の開催2週間前には会議資料を送付し、十分な確認時間を確保することで、意見聴取の体制を構築している。</p> <p>また、事務組織規程にて、法人と教学組織の役割・権限・責任等を明確にし、教育研究活動を支援し、維持・向上させるための事務局体制を適切に整備している。</p>



遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>学生生徒等納付金以外に寄付金収入増のための取り組みを継続して行っている。寄付事業関係会議にて、理事長・学長等は寄付金に関する方針等の意思統一をはかり、寄付金募集活動を行っている。趣意書や大学公式ホームページ、学園報等を通じて各寄付の目的を明確に示しながら寄付を募っている。</p> <p>県内自治体や関係機関との連携協定の締結や研究シーズを活用した広報活動等を行っている。</p> <p>危機管理体制では、危機管理規程をはじめ関係規程を制定し、各部署・機関にて危機管理の施策を行っている。</p> <p>そのほか、学生手帳や学生便覧等に防災関係記事の掲載や、教職員、学生が参加する全学的な防災訓練を定期的実施している。</p> <p>リスクを考慮した資産の有効活用を行うため資産運用規程を改定している。</p>